

# 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの 罹患から再登校（園）までの流れ

(R 6. 4. 1 改訂)

伊東市教育委員会

## 1 症状の発症！ 医療機関の受診

医療機関を受診してください。

新型コロナウイルス感染症又はインフルエンザと診断された場合、医療機関が発行する証明書等は不要です。

※ 「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（様式1）」を**保護者に記入**して提出していただきます。詳細は下記3をご覧ください。）

## 2 学校（園）に受診結果を電話で報告

学校（園）に受診結果を電話で報告してください。

その際、登校（園）基準にしたがい、再登校（園）について説明をさせていただきます。

病名	季節性インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	
		症状あり	無症状
出席停止期間	発症した後5日を経過し、かつ、 <u>解熱した後2日（幼児にあっては、3日）</u> を経過するまで。	発症した後5日を経過し、かつ、 <u>症状が軽快した後1日</u> を経過するまで。	
（具体的な状況）	発症した日を0日として、そこから <b>5日間（計6日間）</b> は登校（園）できません。 また、 <b>平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間（幼児にあっては3日間（※））</b> 経過する必要があります。 ※保育園における乳児も3日間。	発症した日を0日として、そこから <b>5日間（計6日間）</b> は登校（園）できません。 ※症状軽快とは、 <b>解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること</b> を指し、 <b>症状が軽快した日を0日として1日</b> を経過する必要があります。	<b>検体を採取した日から5日</b> を経過するまで。

## 3 自宅にて発熱等の症状の経過記録、登校（園）基準になるまで自宅安静

自宅では、発症日からの午前、午後の体温を測定し、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（様式1）」を**保護者に記入**していただきます。新型コロナウイルスの場合は、解熱剤使用と呼吸器の症状についても記入してください。

\*発症日とは … 熱が出はじめた日や熱がなくても諸症状が出はじめた日です。

\*呼吸器症状とは … のどの痛み、せき等の症状を指します。

## 4 必要期間休んだ後、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（様式1）」をもって登校（園）

**\*登校（園）許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。**